

さくら花見堂の会規約

(名称)

第1条 さくら花見堂(花見堂複合施設)の運営組織を「さくら花見堂の会」と称する。

(所在地)

第2条 本会は世田谷区代田 1-13-14(さくら花見堂内)に置く。

(目的)

第3条 本会は、さくら花見堂が、花見堂小学校があった場所に設立された施設であり、同小学校が果たしてきた子どもが集う場、地域コミュニティの拠点としての機能を継承し、次世代を担う子どもたちが生き生きと自由に活動できるとともに、地域の多世代が集い、地域の交流と発展のために寄与する拠点づくりを目指すことを目的とした任意団体として設立する。

(運営の方針)

第4条 本会は第3条の目的を達成するため、世田谷区との協働により、多世代の区民の自発的、自主的な参加によって、民主的に運営する。

2 本会は運営にあたり、小中高生や子どもの意見を取り入れるものとする。

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 子どもや青少年の健全な育成に関する事業
- (2) 子どもや青少年の学校外活動の育成に関する事業
- (3) 円滑な施設運営の推進に関する事業
- (4) 成人の自発的学習および活動を推進する事業
- (5) 地域の連携やコミュニティの活性化を促進する事業
- (6) その他施設の目的達成に寄与する事業

(会員)

第6条 本会の会員は次の者とする。

- (1) 団体会員:本施設で活動する団体で運営会において承諾を受けた者
 - (2) 個人会員:本会の趣旨に賛同し、運営会において承諾を受けた者
- 2 特定の政治活動や宗教活動団体、営利を目的とする団体、反社会的勢力およびそれに関係する個人および団体の関与はできないものとする。
- 3 会員等の任期は1年間(総会から次年度の総会まで)とする。

(賛助会員)

第7条 本会は、本会の趣旨に賛同し、本会の事業の円滑な実施に協力しようとする者もしくは団体を賛助会員とすることができる。

(運営委員)

第8条 本会の運営のため、会員の中から総会において運営委員を選出する。

- 2 任期は1年とする。
- 3 運営委員は再選を妨げない。
- 4 運営委員は無報酬とする。

(代表委員)

第9条 本会に次の代表委員をおき、世田谷区ならびに世田谷区から施設の管理委託業務を受託した事業者と連携・協力し、本会の事業の実務を行う。

- (1)代表 1名
- (2)副代表 若干名
- (3)会計 1名
- (4)広報 1名
- (5)監査 2名

- 2 代表委員は総会において選出する。
- 3 任期は1年とする。ただし、任期後も新たに選任された者が就任するまで、なお代表委員としての権利義務を有する。
- 4 代表委員は再選を妨げない。
- 5 代表委員は無報酬とする。

(代表委員の職務)

第10条 代表は本会を代表し、その業務を統括する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表が欠席の時はその職務を代行する。
- 3 会計は、本会の会計を行う。
- 4 広報は、施設及び本会の活動等に関する広報活動を担う。
- 5 監査は、会の業務及び収支決算の状況を監査する。

(総会)

第11条 本会の総会は、年に1回開催し、事業報告・計画の承認、会費の額、会計決算・予算の承認、運営委員、代表委員の選解任および規約改正を審議する。

- 2 総会は代表委員会の議を経て代表が召集する。
- 3 必要がある場合、代表委員会の議を経て代表が臨時に召集することができる。
- 4 総会を招集するときは、開催日時、場所、目的である事項を記載した書面を開催日の2週間前までに本施設内に掲示及び、本会が運営するWEBサイトに掲載しなければならない。
- 5 総会の議長は、出席した団体会員及び個人会員の互選による。
- 6 総会の決議は、出席した団体会員及び個人会員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 7 団体会員および個人会員は各1票の議決権を行使することができる。

(運営定例会)

第12条 運営定例会は、世田谷区ならびに、世田谷区から施設の維持管理委託を受けた事業者と連携・協力し、本会の事業を推進し、本施設の円滑な管理運営並びに施設維持に寄与する。

- 2 運営委員、代表委員で構成し、代表が召集する。
- 3 運営定例会には、代表が必要に応じて構成員以外の者を出席させることができる。
- 4 運営定例会では、総会に次ぐ議決機関として、細則を定めるほか、緊急、重要事項を議決・決定する。
- 5 運営定例会の運営詳細は細則で定める。

(代表委員会)

第13条 代表委員会は、代表委員で構成し、代表が必要に応じて召集する。

- 2 代表委員会には、代表が必要に応じて構成委員以外の者を出席させることができる。
- 3 代表委員会の運営詳細は細則で定める。

(会費)

第12条 本会の運営を円滑に行うため会員から会費を徴収する。

- 2 会費の額、徴収方法は細則で定める。

(会計)

第13条 本会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

(細則)

第14条 本規約にない事項については、運営会において細則で定める。

(改正)

第15条 この規約は、総会において出席した団体会員及び個人会員の3分の2の賛成をもって改正することができる。

付則

この規約は、令和3年12月18日より施行する。

一部改正:令和4年6月13日